



県 章

# 滋賀県公報

平成 31 年 (2019 年)  
3 月 14 日  
号 外 ( 5 )  
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 監査の結果に関する報告の公表公告.....              | 1 |
| 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... | 7 |

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成30年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月14日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 滋賀県監査委員 | 高 | 木 | 健 | 三 |
| 〃       | 平 | 岡 | 彰 | 信 |
| 〃       | 奥 |   |   | 博 |
| 〃       | 北 | 川 | 正 | 雄 |

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

| 監査執行対象機関名        | 監査執行年月日    |
|------------------|------------|
| 消防学校             | 平成31年2月22日 |
| 政策研修センター         | 平成31年1月21日 |
| 近代美術館            | 平成31年2月22日 |
| 琵琶湖環境科学研究センター    | 平成31年2月22日 |
| 琵琶湖博物館           | 平成31年2月7日  |
| 南部流域下水道事務所       | 平成31年2月22日 |
| 北部流域下水道事務所       | 平成31年2月22日 |
| 精神保健福祉センター       | 平成31年2月22日 |
| 食肉衛生検査所          | 平成31年2月22日 |
| 動物保護管理センター       | 平成31年2月22日 |
| 中央子ども家庭相談センター    | 平成31年2月4日  |
| 彦根子ども家庭相談センター    | 平成31年2月22日 |
| 大津・高島子ども家庭相談センター | 平成31年2月22日 |
| 平和祈念館            | 平成31年1月28日 |
| 総合保健専門学校         | 平成31年2月22日 |
| 看護専門学校           | 平成31年2月22日 |
| リハビリテーションセンター    | 平成31年2月22日 |
| 近江学園             | 平成31年2月22日 |
| 衛生科学センター         | 平成31年2月22日 |
| 淡海学園             | 平成31年2月22日 |
| 計量検定所            | 平成31年2月22日 |
| 工業技術総合センター       | 平成31年2月7日  |
| 東北部工業技術センター      | 平成31年1月29日 |

|                |            |
|----------------|------------|
| 高等技術専門校        | 平成31年2月22日 |
| 男女共同参画センター     | 平成31年1月31日 |
| 病虫害防除所         | 平成31年2月1日  |
| 家畜保健衛生所        | 平成31年2月22日 |
| 農業技術振興センター     | 平成31年2月1日  |
| 畜産技術振興センター     | 平成31年2月22日 |
| 水産試験場          | 平成31年2月22日 |
| 北川水源地域振興事務所    | 平成31年2月22日 |
| 総合教育センター       | 平成31年2月22日 |
| びわ湖フローティングスクール | 平成31年2月22日 |
| 図書館            | 平成31年2月22日 |
| 河瀬中学校          | 平成31年2月22日 |
| 守山中学校          | 平成31年2月22日 |
| 水口東中学校         | 平成31年2月8日  |
| 膳所高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 大津清陵高等学校       | 平成31年1月8日  |
| 堅田高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 東大津高等学校        | 平成31年2月22日 |
| 北大津高等学校        | 平成31年2月5日  |
| 大津高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 石山高等学校         | 平成31年1月8日  |
| 瀬田工業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 大津商業高等学校       | 平成31年1月21日 |
| 彦根東高等学校        | 平成31年1月10日 |
| 河瀬高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 彦根工業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 彦根翔西館高等学校      | 平成31年2月22日 |
| 長浜北高等学校        | 平成31年2月22日 |
| 虎姫高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 伊香高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 長浜農業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 長浜北星高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 八幡高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 八幡工業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 八幡商業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 草津東高等学校        | 平成31年1月15日 |
| 草津高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 玉川高等学校         | 平成31年2月4日  |
| 湖南農業高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 守山高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 守山北高等学校        | 平成31年2月22日 |
| 栗東高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 国際情報高等学校       | 平成31年2月22日 |
| 水口高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 水口東高等学校        | 平成31年2月8日  |
| 甲南高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 信楽高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 野洲高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 石部高等学校         | 平成31年2月22日 |
| 甲西高等学校         | 平成31年2月8日  |

|            |            |
|------------|------------|
| 高島高等学校     | 平成31年2月22日 |
| 安曇川高等学校    | 平成31年2月22日 |
| 八日市高等学校    | 平成31年1月24日 |
| 能登川高等学校    | 平成31年1月22日 |
| 八日市南高等学校   | 平成31年1月24日 |
| 伊吹高等学校     | 平成31年2月22日 |
| 米原高等学校     | 平成31年1月29日 |
| 日野高等学校     | 平成31年2月22日 |
| 愛知高等学校     | 平成31年1月22日 |
| 盲学校        | 平成31年2月22日 |
| 聾話学校       | 平成31年1月15日 |
| 北大津養護学校    | 平成31年2月5日  |
| 鳥居本養護学校    | 平成31年1月17日 |
| 長浜養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 長浜北星高等養護学校 | 平成31年2月22日 |
| 草津養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 守山養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 甲南高等養護学校   | 平成31年2月22日 |
| 野洲養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 三雲養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 新旭養護学校     | 平成31年1月25日 |
| 八日市養護学校    | 平成31年2月22日 |
| 愛知高等養護学校   | 平成31年1月22日 |
| 甲良養護学校     | 平成31年2月22日 |
| 大津警察署      | 平成31年2月22日 |
| 草津警察署      | 平成31年2月22日 |
| 守山警察署      | 平成31年2月22日 |
| 甲賀警察署      | 平成31年2月22日 |
| 近江八幡警察署    | 平成31年1月31日 |
| 東近江警察署     | 平成31年1月28日 |
| 彦根警察署      | 平成31年2月22日 |
| 米原警察署      | 平成31年1月17日 |
| 長浜警察署      | 平成31年2月22日 |
| 木之本警察署     | 平成31年2月22日 |
| 高島警察署      | 平成31年1月25日 |
| 大津北警察署     | 平成31年2月22日 |

(注) 平成31年2月22日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

大津・高島子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、平成30年12月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ845,565円増加し、1,624,385円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津商業高等学校

扶養手当の支給において、認定誤りにより平成24年2月から正当支給額を上回って支給され、695,117円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

水口東高等学校

扶養手当の支給において、認定誤りにより平成26年8月から正当支給額を上回って支給され、450,874円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 長浜警察署

職員の不注意による公用車の事故が5件（県過失割合100%3件、90%1件、80%1件）が発生し、保険を含めて1,210,213円が支払われているほか、公用車に損害が生じ、相手方にも損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係（25件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター）
- ・納入通知等の事務が適正に処理されていないもの（栗東高等学校、水口高等学校、水口東高等学校）
- ・その他収入に係る事務が適当でないもの（近江学園、湖南農業高等学校）
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの  
（彦根子ども家庭相談センター、瀬田工業高等学校、八幡工業高等学校、能登川高等学校、大津清陵高等学校）
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの  
（北部流域下水道事務所、精神保健福祉センター、総合保健専門学校、石山高等学校、大津商業高等学校、彦根工業高等学校、長浜農業高等学校、草津高等学校、湖南農業高等学校、水口高等学校、水口東高等学校、八日市南高等学校、新旭養護学校）

#### (4) 支出関係（4件）

- ・執行何が適正でないもの（草津東高等学校）
- ・資金前渡金の取扱いが適正でないもの（伊香高等学校）
- ・諸手当の支給を誤っているもの（八日市高等学校、日野高等学校）

#### (7) 契約関係（22件）

- ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの（図書館、甲賀警察署）
- ・仕様書の積算誤りがあるもの（南部流域下水道事務所、北大津養護学校）
- ・予定価格が適正に作成されていないもの  
（食肉衛生検査所、畜産技術振興センター、水産試験場、東大津高等学校、信楽高等学校、八日市南高等学校2件）
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの（東近江警察署）
- ・随契理由およびその事務処理が適正でないもの（虎姫高等学校、長浜北星高等学校、長浜養護学校）
- ・契約締結時期が適正でないもの（草津高等学校）
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの（虎姫高等学校）
- ・検査・検収が適正になされていないもの  
（堅田高等学校、東大津高等学校、長浜農業高等学校、野洲高等学校、聾話学校）

#### (エ) 財産関係（28件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの  
（近代美術館、琵琶湖博物館、水産試験場、彦根東高等学校、草津高等学校、国際情報高等学校、石部高等学校、米原高等学校、愛知高等学校）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの（図書館、長浜北高等学校、安曇川高等学校、長浜養護学校）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの  
（琵琶湖博物館、南部流域下水道事務所、精神保健福祉センター、大津・高島子ども家庭相談センター、看護専門学校、近江学園、東北部工業技術センター、大津警察署、草津警察署、甲賀警察署、東近江警察署、彦根警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署）

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

### (3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係(9件)

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの(精神保健福祉センター、石部高等学校)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの(栗東高等学校)
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの  
(中央子ども家庭相談センター、近江学園、北大津高等学校、湖南農業高等学校、安曇川高等学校、北大津養護学校)

(4) 支出関係(22件)

- ・支出方法等が適当でないもの(甲良養護学校)
- ・諸手当の支給を誤っているもの  
(近代美術館、琵琶湖環境科学研究センター、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター、図書館、東大津高等学校、北大津高等学校2件、大津商業高等学校2件、彦根東高等学校、彦根工業高等学校、草津東高等学校、草津高等学校、栗東高等学校、国際情報高等学校、甲西高等学校、八日市南高等学校、米原高等学校、野洲養護学校、草津警察署)

(7) 財産関係(8件)

- ・財産の適正な管理を求めたもの(新旭養護学校)
- ・物品の適正な管理を求めたもの  
(消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、南部流域下水道事務所、長浜養護学校)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(消防学校、愛知高等学校、新旭養護学校)

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は1件である。

- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成31年1月8日から平成31年2月22日までの間に実施した109機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 来館者の増加に向けた取組の推進について(琵琶湖博物館)

琵琶湖博物館(以下「同館」という。)の平成30年10月末時点での来館者総数は1,049万人に達し、県立の博物館としては全国トップクラスの来館者数を誇り、琵琶湖を有する滋賀県を象徴する施設である。

同館は、平成25年度に策定した「新琵琶湖博物館創造基本計画」に基づき、順次リニューアル工事を進めており、これまで、第1期・第2期のリニューアル工事が実施されている。また、現在、第3期リニューアル工事に係る検討がなされているが、第3期リニューアル工事に係る概算事業費を含めると、総額約29億円が投入されることとなり、費用対効果の観点において、更なる来館者増加のための取組が求められる。

同館は、県外からの交通アクセスに恵まれた場所に立地しており、特に近隣の京阪神地域については、更なる来館者が見込まれることから、とりわけファミリー層等の誘客促進に向けて、テレビや情報誌、スマートフォン等、各種メディアを有効に活用したメディア戦略により、広報活動の充実強化に努められたい。また、同館を観光ルートに盛り込むことにより、観光客の誘致促進につながると考えられることから、琵琶湖の観光船とのタイアップ等、観光面における取組の充実強化を図られたい。

併せて、調査研究を行う機関として同館が取り組んできたセミナーや論文、研究成果について、県民をはじめ広く一般の方々に、より分かりやすく伝える方法について検討されたい。また、琵琶湖を有する本県ならではの取組として、学習船「うみのこ」による環境学習が実施されているが、環境学習のより一層の深化の観点からも、「うみのこ」と連携した取組や、県内の児童・生徒の来館を促進するためアクセス面を充実する取組など、更なる魅力発信に資する取組についても検討されたい。

(2) 展示の充実と来館者の増加に向けた取組について(平和祈念館)

平和祈念館は19年間の準備期間を経て、平成24年3月に「語りつぐ 平和へのねがい」を指針として開館した。

これまで、戦争体験の聞き取り調査や35,000点に及ぶ資料の収集を実施されてきたところである。戦争体験者の話されている姿を映像として記録し、展示することで来館者等はより当時の状況を感じることができるとか

ら、できるだけ多くの方の映像を記録されるとともに、映像の放映の更なる充実を図られたい。併せて、展示事業においては、パネル展示が目立つ状況にあることから、収集資料の整理を進め、少しでも多く展示できるよう展示スペースの拡張や展示方法を検討されたい。

また、開館当初(平成24年度)に37,350人あった来館者数については、平成29年度には19,491人まで落ち込んでおり、一方で出前講座の利用者数は、平成24年度は5,622人であったものが、平成29年度には10,149人まで増加している状況である。出前講座等の実施により利用者の増加に努力されているところであるが、来館者が減少傾向にあることから、一層魅力ある平和祈念館を目指し、全国にある類似の都道府県立施設等とのネットワークを生かすとともに、一人でも多くの人に戦争の悲惨さや平和の尊さを知ってもらうために、県内外の学校、自治会、各種団体や旅行者との連携や、広報活動を強化することにより当館の存在を多くの県民に認知されるよう取り組むことで、来館者の増加につなげられたい。

(3) 本県における工業技術支援拠点のあり方について(工業技術総合センター、東北部工業技術センター、モノづくり振興課)

東北部工業技術センターには、長浜庁舎と彦根庁舎が設置されているが、両庁舎とも、建築後40～50年を経過しており、建物全体の老朽化が著しく耐震診断により耐震化が必要との結果も出されている。また、平成28年度包括外部監査の意見を受けて、平成29年度に開催された「東北部工業技術センター在り方懇話会」では、「機能を充実して、統合して建て替えることが望ましい。産業界が利用しやすいことが最も重要」等の意見が出されたところである。

については、こうした経緯を踏まえて、企業の利便性等に鑑み、両庁舎の統合により、東北部工業技術センターのワンストップサービス化等、機能の充実強化について具体的な検討を進められたい。

また、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターでは、企業の新製品開発や品質管理等の支援に供するため、各種試験分析機器や試作加工機械の開放業務を行っているが、試験研究用機器類の老朽化等により、企業からの今日的な技術ニーズに対応できないケースが生じている。こうした状況に対応するため、センターでは、年度ごとに予算の範囲内で機器更新計画を策定し更新を図っているが、非常に厳しい県の財政状況の下、主として外部資金や国の補助金等に拠所している状況である。平成30年度には、外部資金が採択されなかったことにより、機器の整備・更新が適時適切に行われず、その結果、企業の相談や機器利用の要望に応じられない事態が発生しており、企業の研究開発に係る機会損失が懸念される。

については、企業ニーズや高度モノづくりイノベーションに的確に対応するため、機器整備に係る的確な現状分析を行うとともに、外部資金や国の補助金等のもとより、一般財源や基金の活用も含めた財源確保策や計画的な機器の整備・更新について検討されたい。

また、工業技術総合センターは、以前、財団法人日本発酵機構余呉研究所(以下「研究所」という。)で実施されていた発酵に関する調査研究の成果等の一部を引き継いでいるが、研究所の研究の成果が、現在、どのように活用されているのか見えにくい状況にある。

については、県では健康しがを標榜し、健康寿命の延伸を県の課題として取組を進めているところであり、この機会に研究所から引き継がれた研究成果を今一度評価し直し、これらを生かした取組の方策について検討されたい。

(4) キャトル・ステーション事業の一層の推進について(畜産技術振興センター、畜産課)

近江牛については、肥育素牛の多くを県外から購入しており、子牛価格の高騰が続く中、安定確保に向けた地域内一貫生産体制の強化を図る必要がある。

こうした状況に鑑み、県は畜産技術振興センターが担う従来の繁殖雌牛供給機能に加え、乳用牛への和牛胚移植の推進により、和牛子牛の生産頭数の増大とともに、酪農家の収益性向上を図るため、土地造成費・工事請負費等、総額7億9千9百万円をかけて、センター内に和牛子牛の哺育・育成の拠点となるキャトル・ステーションを整備し、平成30年7月より事業を開始した。

当該事業については、センターの高能力繁殖牛群から生産した経陰採卵・体外受精胚を県内酪農家に販売し、胚移植により生産された和牛子牛をセンターが購入し、キャトル・ステーションで一定期間哺育・育成した後、近江牛生産農場に販売する仕組みとなっている。

平成31年1月末時点の和牛子牛の購入状況は、当初計画150頭に対し、17頭と計画値を大幅に下回っている。

県は、和牛胚移植の取組が進まず、和牛子牛出生頭数を確保できなかったことを要因としているが、多額の経費をかけて整備した当該施設の有効活用や酪農家の収益性確保という事業効果の観点から、和牛胚移植の実績向

上等、現状の課題を踏まえた、実効的な取組が強く求められる。

については、詳細な要因分析により、現状の課題を明確にするとともに、経済性、効率性、有効性の観点から、和牛胚移植の実績向上につながる実効的な取組について、早急に検討・実施されたい。

(5) SDG s リテラシー教育の積極的取組について(草津東高等学校)

国連は2030年までに達成すべき世界共通の目標として掲げる「持続可能となる開発目標(SDG s)」を2016年1月に発効した。その翌年、2017年1月に滋賀県は全国の都道府県で初のSDG s への取組を宣言した。

草津東高等学校では、学校長自らがSDG s に関心を持ち、「学びの変革」推進プロジェクト事業の予算を活用して、SDG s 公開授業を実施するなど先行的な取組を実施している。

一方、別の高等学校では、SDG s を掲げて指導することは学校全体としてはなく、個々の教科、例えば社会や理科系統の中で、環境問題や人権問題などに取り組んでいるとのことであった。また、他校では、学校独自の伝統行事を行っているが、その活動は、17の目標に関係するキーワードがいくつもあり、SDG s とつながる取組であると考えられる。

現在の高校生が2030年を迎える頃には20歳代後半の若手リーダーを担う世代であることから、学校図書館にSDG s 関連図書を配置し、生徒には自発的な活動を促し、学校評価項目に関連づけるなど「SDG s リテラシー教育を実践する」ことにより、高等学校での活動においてSDG s の目標というツールを使つての学びを推進することが求められる。

今後も、先駆けて取組を実施している学校として、多様な人材の育成に努められ、他の高等学校にも波及する取組を推進されたい。

(6) 聴覚障害教育のセンター的機能の充実・強化について(聾話学校)

医療技術の進歩を背景に、人工内耳やデジタル補聴器が普及し、聴覚障害のある子どもの聞こえの改善が進み、インクルーシブ教育システムの進展とともに、地域の学校に聴覚障害のある子どもたちが数多く在籍するようになり、在籍する学校においては、子どもの障害の程度や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が求められている。

その一方で、県立聾話学校においては、在籍する子どもたちが減少するという形で、その影響が現れるようになったものの、これまでの教育活動で培ってきた「聴覚障害のある子どもに対する指導の専門性」をもとに、聴覚障害教育のセンター的機能を持つ県内唯一の教育機関として、地域の学校が抱える聴覚障害に関する多様で、かつ専門的な教育課題に対応するために、学校に対し必要な助言・支援を行うことがこれまで以上に求められている。

については、在籍する子どもたちが減少する中であっても、聴覚障害教育に関する専門性の維持・向上に努められたい。さらに、地域の学校で学ぶ聴覚障害のある児童・生徒について、個別の教育的ニーズに的確に対応できるよう、地域の学校の教員への支援機能や相談、情報提供など、聴覚障害教育のセンター的機能の更なる充実・強化に取り組まれたい。

(7) 特別支援学校における業務の見直し、削減の推進について(新旭養護学校)

新旭養護学校では、児童生徒数が5年間で23人減少し、それに伴い教員数は7人減少した。しかし、児童生徒は減っても、校務事務と呼ばれる学校運営に係る業務の教員一人あたりの負担は大きくなっている。

そこで、当校では、働き方改革の取組として、平成29年度に、負担となっている業務を洗い出し、取り組む時期を3段階に分けて、業務の削減を事務職員とも協力して進めている。小規模校としての小回りを利かせ、巧く意見集約を図り、代替手段による効果も検討しつつ、できることからスピード感を持って実践することにより、教員が負担と感じている業務を見直すことができ、保護者の理解も得られている。

他校においても参考となるような、学校現場の従来業務の見直し、業務の削減、スリム化、効率化の取組を、今後も推進されたい。

-----  
**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年3月14日

滋賀県監査委員 高 木 健 三

” 平 岡 彰 信  
 ” 奥 博  
 ” 北 川 正 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 湖東健康福祉事務所  |
| 監査執行年月日             | 平成30年6月20日・7月4日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日   |
| 監査の結果               | 生活保護費返還金について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ740,056円増加し、4,201,403円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成30年4月末日現在の収入未済額4,201,403円について、未納者に対し、書面、電話や定期的な訪問による督促を行った結果、65,500円(平成31年1月末日現在)を収納した。<br>残る4,135,903円についても、引き続き、債務者への面談等を通して粘り強い納入指導を行うとともに、適宜の家庭訪問等により、生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努める。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 大津・南部農業農村振興事務所  |
| 監査執行年月日             | 平成30年6月20日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日  |
| 監査の結果               | 職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車1台が廃車処分され、相手方にも損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成30年10月2日に警察官を講師に迎え交通安全職場研修会を実施した。また、職員自身に、より強い安全運転への意識付けを図ることを目的に、上司に出張前に業務内容を、現場業務終了後に帰庁の報告を行うことを心掛けるようにした。<br>毎日の朝礼においては、一層安全運転に努め、事故防止に留意するよう職員に指導するとともに、毎月開催する課内会議においては、交通安全のポイントを共有するなど、職員一丸となって交通事故の防止と公用車の適正管理に努めている。<br>今後とも、日々の朝礼や、月例の課内会議等の機会を通じて交通安全意識の高揚に努める。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 南部土木事務所  |
| 監査執行年月日             | 平成30年6月20日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日   |
| 監査の結果               | 河湖占用料等について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ379,750円増加し、1,576,441円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成31年1月末日現在の収入未済額1,576,441円については、毎月2人を訪問し収納の督促および不在時においては、納付等の指示文書を投函したが収入には至っていない。<br>引き続き、恒常的な滞納者に対して戸別訪問、電話、文書等により督促を行い、従われない場合には財産の差押えを行う等、厳正かつ効果的な収納に努めて行く。<br>また、今後は納付期限に留意するとともに、納付期限までに納付が無い場合は、納入義務者に対して速やかに文書や電話による納付催告を行い、新たな収入未済の発生防止に努めている。 |

|           |            |
|-----------|------------|
| 監査執行対象機関名 | 南部土木事務所    |
| 監査執行年月日   | 平成30年6月20日 |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日  |
| 監査の結果               | 道路施設損傷の復旧費用について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ577,248円増加し、634,998円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成30年3月に納付誓約書の提出があり、5月からの分割納付予定であったが収入には至っていない。7月以降は毎月訪問しているが不在であり、納付等の指示文書を投函しているが連絡が取れない状況である。引き続き、戸別訪問、電話、文書等により督促を行い、従わない場合には財産の差押えを行う等、厳正かつ効果的な収納に努めて行く。<br>また、今後は納付期限に留意するとともに、納付期限までに納付が無い場合は、原因者に対して速やかに文書や電話による納付催告を行い、新たな収入未済の発生防止に努めている。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 長浜土木事務所  |
| 監査執行年月日             | 平成30年6月21日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日   |
| 監査の結果               | 職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%:2件)発生し、1,052,421円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 公用車による交通事故の防止については、これまで交通事故防止講習会への参加や、所内研修において職員に注意を促すなど、啓発・注意喚起を図ってきた。<br>今回の2件の事故を受け、平成29年6月6日に全職員を対象とする交通安全研修を実施し、平成30年1月30日には外部講師を招いての講習会を実施した。<br>今年度においても、最近の事故事例を参考にした研修を実施して事故原因や防止策を話し合うなど、職員の交通事故防止への意識を高める取組を行った。また、毎月の職員常会においても、所属長より安全運転の励行と交通事故の再発防止についての注意喚起を行っている。<br>今後も職員常会等を通じて、関係法令の遵守はもとより、細心の注意を払って危険を予測し、余裕を持った運転を心がけるよう改めて徹底し、交通事故の未然防止と公用車の適切な管理に努める。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 高島土木事務所  |
| 監査執行年月日             | 平成30年6月20日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日   |
| 監査の結果               | 職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、485,251円が支払われているほか、相手方に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 公用車による交通事故の防止については、これまでも交通事故防止講習会や所内研修を通じて職員に注意喚起を行ってきた。<br>今回の事故を受けて、事故発生直後に所員全員を対象とした交通安全研修会を開催し、事故原因と事故防止策について話し合い、再発防止に取り組んだ。また、平成30年9月12日に研修会を実施し、交通安全意識の向上を図った。<br>今後も毎月の職員常会等を通じて、機会のある度に安全運転を呼びかけ、事故の未然防止を図るとともに公用車の適切な管理に努める。 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 監査執行対象機関名 | 琵琶湖環境部循環社会推進課 |
| 監査執行年月日   | 平成30年8月23日    |
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日   |
| 監査の結果     |               |

行政代執行費弁償金について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ925,606,535円増加し、4,104,316,491円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本件収入未済の内訳は、2件の行政代執行に係る弁償金である。

1件目の案件については、滞納者3名のうち2名から分割納付の方法により定期的な回収を行い、平成30年度において120,000円(平成31年1月末日現在)を収納した。他の1名についても、納付指導により分割納付による履行を了承させ、平成31年2月から定期的な納付を行わせる予定であるほか、過年度に差し押さえた定期預金の満期到来を待って回収を予定している。

一方で、本件代執行事業は現在も実施中であり、今後も引き続き納付指導を行うとともに財産調査を進め、差押え等も視野に鋭意回収に努める。

2件目の案件については、滞納者6名のうち2名から分割納付の方法による定期的な回収を行い、平成30年度において83,000円(平成31年1月末日現在)を収納した。

残額についても、引き続き納付指導を行うとともに、納付が中断している他の滞納者に対しては、催告等により納付を促すとともに財産調査を進め、差押え等も視野に鋭意回収に努める。

また、現在、滞納者のうち故人である1名について破産手続が進行していることから、今後、裁判所の指示に従って適時に残余財産による弁済を受けることとしている。

不法投棄等の事案が発生した際は、その是正に多額の費用と長い時間、多大な労力が必要になることから、休日・夜間を含めたパトロール、監視カメラやドローンによる監視、警察と連携した監視取締や地域住民、協力事業者等多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、不法投棄等を許さない地域づくりを目指すとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていく。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 監査執行対象機関名 | 健康医療福祉部子ども・青少年局 |
| 監査執行年月日   | 平成30年7月19日      |
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日     |
| 監査の結果     |                 |

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,004,140円増加し、37,437,343円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等については、貸付の申請時に、生活状態等を聴き取り、償還の見込みについて確認することにより、収入未済の発生防止に努めている。また、未収金の回収については、電話、文書および訪問等による償還指導を進めたほか、滞納者実態調査を実施し、滞納者に対して生活実態に即した償還指導を行い、収納促進に努めた。

このような取組の結果、昨年度の収入未済額のうち、5,133,733円について回収を行った結果、32,303,610円(平成31年1月末日現在)となった。

なお、償還能力があるにも関わらず、滞納が長期間にわたり、償還指導に応じない困難案件については、今後も財政課債権回収特別対策室との共同管理により、督促や法的措置を行い、未収金削減に向けた取組を実施していく。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 監査執行対象機関名 | 商工観光労働部中小企業支援課 |
| 監査執行年月日   | 平成30年8月3日      |
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日    |
| 監査の結果     |                |

高度化資金貸付金の償還金等について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ130,213,191円増加し、622,034,001円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済については、債権回収業者を活用するなどの回収策を講じているが、更なる収納には至っていない。

今後もそれぞれの貸付先の状況や保証人・相続人に対する調査を進め、引き続き収納に向けた取組を強化する。  
また、その他の貸付先についても経営状況の調査・確認を適切に行っている。その結果、経営状況の改善が必要な貸出先については、(独)中小企業基盤整備機構の制度を利用して中小企業診断士の派遣を実施するなど、経営状況の改善を進め、新たな収入未済の発生の防止に努めている。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 土木交通部流域政策局  |
| 監査執行年月日             | 平成30年8月20日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日   |
| 監査の結果               | 河川生産物採取料について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,242,497円増加し、2,449,746円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 未納者に対して、電話・文書・訪問による納付指導を行い、収納に努めた。このような取組の結果、2,242,497円について回収を行い、平成31年1月末日現在で、207,249円が残っている。<br>残る収入未済についても粘り強い納付指導に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止のため、未収金発生直後には未納者への納付催告と滞納事情の把握、分納相談を行うなど、初期段階に特に力を入れた対応を進める。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 病院事業庁総合病院   |
| 監査執行年月日             | 平成30年7月10日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日   |
| 監査の結果               | 平成29年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,602,265円増加し、40,336,366円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 未収金については、発生防止を図るため、診療費のクレジットカード払いを可能としているとともに、福祉制度等の活用や診療費の分割納入の相談など患者の状況に応じた対応を実施している。また、未収金回収専門の嘱託員を設置し、書面・電話による支払督促、再来時の支払指導、連帯保証人への支払請求を行うとともに、未収金回収業務の外部委託も行うなど多様な手段により、未収金の早期収納に努めている。<br>これらにより、平成30年5月末日の収入未済額40,336,366円については8,508,902円を収納し、平成31年1月末日現在で31,827,464円となった。今後も一層未収金の収納促進と発生防止に努めたい。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 教育委員会事務局教育総務課  |
| 監査執行年月日             | 平成30年8月27日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日  |
| 監査の結果               | 高等学校奨学資金貸付金の償還金等について、平成30年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ9,118,770円増加し、175,772,911円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 収入未済額が増加した大きな要因は、調定額が年々増加し、返還が困難な案件が累積していることにある。監査の結果を踏まえ、債権管理をきめ細かく行い、滞納が発生すれば速やかに催告を実施し、収入未済の未然防止に努めるとともに、返還が困難な債務者の状況を定期的に確認するよう努めている。<br>また、過年度分の返還意思の見られない長期滞納者に対し、財政課債権回収特別対策室との共同管理を活用し、訴訟を前提とした徴収体制により、収入未済の解決に取り組んできた。<br>このような取組の結果、19,495,752円について回収を行い、収入未済額は平成31年1月末日現在、156,277,159円となった。 |

今後も粘り強く取り組むことにより、収納の促進と未収金の縮減に努める。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 警察本部   |
| 監査執行年月日             | 平成30年8月24日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日  |
| 監査の結果               | <p>(7) 職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて898,478円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(交通機動隊)</p> <p>(4) 職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて866,447円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(捜査第一課)</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>(7)(4) 公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての服務指導重点項目に「職員交通事故等の防止」を掲げ、以下のような実践的な教養・訓練等の取組を実施している。</p> <p>(1) 愛車精神が交通事故防止の第一歩であることを職員に認識させ、日常の運行前点検の徹底に加え、公用車月例一斉点検には原則参加させることはもちろん、管理官等幹部も点検状況を直接確認し、マイカー同様、運転前の点検と使用後の清掃の実施、不具合発覚の際は、担当係に連絡の上、早期整備を行うよう徹底した。</p> <p>(2) 毎週月曜日の朝礼時において、職員事故発生状況や事故態様の具体的事例を紹介、注意喚起し、交通事故発生のイメージトレーニングによる事故防止教養を実施し、安全意識の向上に努めた。</p> <p>(3) 出発時には、注意喚起の声かけを、帰庁時には労いの声かけを上司が部下に行うだけでなく、職員相互で実施することにより職場内に安全運転への意識付け、事故防止に努める職場の雰囲気づくりの醸成に努めた。</p> <p>(4) 交通違反車両を停止させる際や、停車後の措置の不備によるものなど、同種事故防止のため、事故原因、問題点、再発防止策等について「安全運転と安全確認の基本について」、「各種事故防止と基本の遵守について」をテーマに小集団検討会を実施した。</p> <p>(5) 民間施設を利用した車両訓練や、取締り時における受傷事故防止訓練を実施し、具体的な受傷事故防止策について指示を行い、運転技能の向上、習熟に努めた。</p> |

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査結果報告年月日           | 平成30年8月29日  |
| 監査の意見               | <p>(1) 「ここ滋賀」を活用した経済波及効果について(ここ滋賀)</p> <p>昨年10月にオープン以来、関係者の熱心な取組により3月末までの約5か月間の来館者数は272,285人となり目標の187,500人を超え、拠点内外の売上、観光誘客、広報の経済波及効果を637,000千円と算出されている。</p> <p>しかしながら、拠点売上のうち2階レストラン部門の売上は24,590千円で目標達成率54.6%と伸び悩んでおり、来館者に対するおもてなし、陳列商品の説明、陳列のノウハウ、観光案内、2階レストランおよび3階テラスへの誘導など、店舗運営には課題があることから、運営スタッフの人材教育も含めその改善・充実に確実に取り組まれない。</p> <p>さらに、EC(電子商取引)も含めた県産品の販売などに創意・工夫を凝らしながら、BtoCによる短期的経済効果を最大限に発揮するとともに、中長期的経済効果の拡大を目指し、あらゆる人脈・手段を駆使して、BtoBの営業活動も積極的に展開する取組を進められたい。</p> |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | <p>(ここ滋賀)</p> <p>情報発信拠点「ここ滋賀」は、滋賀の魅力を実際に見て、触れて、食べることができる体感型の発信と、滋賀への誘引の役割を担う拠点として、平成29年10月29日に東京・日本橋に開設をし、日々、滋賀の多様な魅力の発信に取り組んでいる。</p> <p>レストランの運営については、特別メニューの開発やお客様のニーズに対応したディナーメニューの設定、グルメサイトへの登録など、売上増に向けて取り組んだ。</p> <p>また、運営スタッフを対象にした勉強会を定期的で開催し、取扱商品や滋賀県に関する知識の向上に取り組んだほか、商品の表示や陳列ができるだけ来館者にわかりやすくなるよう工夫した。</p>   |

2階レストランや屋上テラスへの誘導に向けては、1階正面に案内看板を設置したほか、屋上テラスで滋賀を感じてもらえるよう、ガラス壁に琵琶湖の風景の大型写真を設置した。

さらに、平成30年8月には「ここ滋賀ショッピングサイト」を開設し、B to Cの販路拡大に取り組んだほか、首都圏バイヤーとの県内事業者との商談機会を設ける「ここでも滋賀売込推進事業」を展開し、B to Bの販路拡大にも積極的に取り組んでいる。

今後も、来館者満足度、事業者満足度の向上に向け、効果的な運営に取り組んでいく。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日  |
| 監査の意見               | (1) 時間外勤務の目標設定のあり方について(総務部人事課)<br>平成29年5月に「県庁における「働き方改革」実現のための行動計画」を策定し、各部局における1人当たりの時間外勤務時間数について、対前年度比15%以上縮減という目標を設定している。<br>平成29年度は、台風第21号等による災害復旧関係や環境影響評価の対応といった増加要因があった中、1人当たりの月平均時間外勤務時間数について、前年度比で2.7%削減することができたとのことである。<br>しかし、災害復旧関係等への対応を除くと前年度比で1.2%増加しており、すなわち、平常業務においては、時間外勤務が増加している。<br>また、時間外勤務削減の目標設定については、災害復旧関係等への対応に関係なく、業務全体で考える方針であり、実績についても災害復旧関係等への対応も含めている。<br>しかし、災害の発生は予期できず、それを含めた目標設定や実績評価は、管理不能な業務を含むことから、働き方改革では、まず平常業務における削減目標を第一に置くべきである。<br>こうした状況を踏まえて、平常業務と災害復旧関係等を含めた業務全体の両面から、目標設定や実績評価が可能となるよう検討されたい。 |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | (総務部人事課)<br>平成31年度以降の時間外勤務削減の目標については、平成31年3月までに策定する滋賀県行政経営方針実施計画において、災害対応等を除いた数値により設定する予定である。<br>また、実績評価に当たっては、災害対応等を含めた実績と災害対応等を除いた実績の両面から評価が可能となるよう集計を行う予定である。   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査結果報告年月日           | 平成30年11月30日   |
| 監査の意見               | (2) 移住施策の推進について(総務部市町振興課)<br>県においては、移住促進プロジェクトを「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の重点的な取組に掲げ、移住施策に取り組む市町と連携し、東京や大阪など都市部でのセミナーやイベントの開催、県外への積極的な情報発信や首都圏における相談体制の充実など、移住・交流推進に取り組んでいる。<br>一方、全国的に増加傾向にある空き家対策が社会的課題となっているが、全国および本県の一部自治体において、空き家や空き地等を活用した定住・移住促進に取り組まれている。<br>こうした取組は、移住促進と空き家対策の両面において、有効な施策と考えられることから、今後、県内市町における更なる取組が求められるが、そのためには、空き家等の活用が定住促進に資するといった、受け入れ側の意識改革が必要と考えられる。<br>については、今後の施策の推進に当たって、移住促進に係る取組はもとより、市町等の更なる機運醸成のための広報・啓発や、データを活用した戦略的な取組について検討されたい。 |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | (総務部市町振興課)<br>平成30年度においては、従来から実施している県外の移住希望者に対する情報発信の取組に加え、県の広報誌において移住施策の特集を掲載するなど、県民に向けた情報発信にも取り組み、移住者の受入れに向けた機運醸成を図っている。<br>また、各種相談会やセミナーにおいてアンケートを実施し、参加者のニーズを把握することで、今後の事業実施に当たっての参考としている。加えて、市町の住民課窓口で転入者アンケートを実施し、移住者の傾向把握に努めている。   |

平成31年度においては、引き続きアンケート等による情報収集に努めるとともに、得られたデータについては各市町と共有を図り、各種相談会やセミナーにおけるテーマやゲスト選定の参考資料とするなど、より効果的な移住施策が実施できるよう活用していきたい。

また、滋賀移住・交流促進協議会では、県内外での様々な取組事例を紹介し、意見交換を行うことで移住交流の促進に向けた機運の盛り上げに努めているところであり、引き続き取り組んでいきたい。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |
|-------|
| 監査の意見 |
|-------|

(3) 工事検査のあり方について(総務部検査課)

検査課においては、県が発注する、当初契約金額が1件2,500万円以上の建設工事を対象に、工事目的物の出来形や品質確保等に係る完了検査、施工途中における中間検査等を実施している。

本来、工事執行原課以外の同課が工事検査を行うことにより、公正・公平な立場での執行が担保されており、適正な検査を行うことで、公共工事の品質・安全安心が保証される。

しかし、工事完了の年度末への集中化により、検査依頼もこの時期に集中することから、同課だけでは、全ての対象工事に対応できず、工事執行原課への依頼検査が非常に多い状況である。

については、年度末における依頼検査の縮減のため、工事発注の平準化や完了時期の年度末集中化の回避について、工事執行原課と協議されるとともに、一層の協力を求められたい。

また、現状では、当初契約金額で線引きしているため、当初契約金額が2,500万円未満の工事については、工事途中の増額による契約変更により、2,500万円以上となっても、同課の検査対象とはならないが、公共工事の品質・安全安心を確保する観点から、工事目的物の最終的な出来形等について、同課による完了検査の実施が必要と考えられる。

については、こうしたケースについても、検査課の検査対象となるよう検討されたい。

|                     |
|---------------------|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 |
|---------------------|

(総務部検査課)

年度末の検査依頼の増加は、単年度予算の関係上、止むを得ない面はあるが、工事執行原課には、発注計画策定時から適正工期の確保、発注時期の平準化等により、年度末工期の集中を回避する調整について働きかけていく。

また、契約変更により結果的に2,500万円を超えた場合の取り扱いについては、工事内容が、単純簡素なものから重要構造物に類するものまで、多岐にわたることから、工事執行原課と協議の上、運用について検討することとした。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |
|-------|
| 監査の意見 |
|-------|

(4) びわこボートレース場の活性化について(総務部事業課)

モーターボート競走事業の経営に当たっては、びわこボートレース場中期経営計画(平成27年度～平成31年度)に基づく売上の確保と経費削減により、平成29年度には、4億円の一般会計繰出金を達成したところであるが、一般会計への繰出金による県財政への貢献というモーターボート競走事業の使命を着実に果たしていくため、更なる取組の推進が求められる。

現状における発売形態別の売上や利用者数を見ると、電話投票の割合は増加しているが、本場については減少状況にある。

本場における売上は最も収益率が高く、経営面からも本場来場者の増加が求められるところであり、まずは、びわこボートレース場に足を運んでいただくことが重要である。

については、SG競走など、上位グレードのレース誘致を図り、魅力的なレースの提供に努められたい。また、女性やファミリー層など多様な客層の誘客につながるよう、女性向けアメニティやファミリー層のための憩いの場の整備など、本場活性化に資する改善策について検討されたい。

さらに、平成29年度より公営企業会計が導入されたことによって、収益が明らかになることに加えて、経営に要する経費が明確となり、計画的な施設管理や将来を見据えた財政計画の実施が可能となった。

については、こうしたメリットを最大限に活用し、より一層の収益改善につなげられたい。

|                     |
|---------------------|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 |
|---------------------|

(総務部事業課)

本場来場者の減少については喫緊の課題と認識しており、本場に足を運んでいただくため様々な施策を講じている。

上位グレードのレースについては、全国的な認知度も高く、収益の確保につながることから、積極的に誘致活動を行っている。また、独自の企画レース立案や番組編成を行っている。引き続き、ファンの声を聞きながら、魅力的なレースの提供に取り組んでいきたい。

集客イベントにおいては、子どもたちの夏休み期間中に有名玩具メーカーとのコラボイベントを実施し、5日間で約2,900名の来場者を記録した。その他、多様な客層の誘客につながるような企画ならびにその実施に積極的に取り組んでいる。

施設の改善策については、「また来たい」と思ってもらえるような施設づくりを目指し、課員による検討会を毎月実施し検討を進めている。特に、長期的な視点から、女性ファンやファミリー層の来場促進が重要と考えており、女性向けアメニティや女性専用スペースの整備も具体的に検討している。また、新たなファミリー層の誘客につなげるため、平成31年2月にはキッズルームの改修を実施した。

さらに、平成29年度より公営企業会計を導入したことにより、他場の経営指標と比較し、経営状況を詳細に分析することが可能となったことから、今後は、自場の強みや弱みを職員が理解した上で、中長期的な視点に基づく経営計画の策定等を通じ、経営基盤の強化に努めていきたい。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |  |
|-------|--|
| 監査の意見 |  |
|-------|--|

(5) 森林づくりに係る取組の推進について（琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課）

最近、多発する豪雨や台風などの気象状況に鑑み、土砂災害防止や水源涵養等、森林の有する多面的機能の重要性が、今後ますます高まってくるものと考えられる。

一方、本県の実情を見ると、所有者不明林や放置林、境界が不明確な森林の増加や、森林所有者の高齢化による担い手不足などによって、森林の荒廃が進み、森林の多面的機能が低下するなど、憂慮すべき状況にある。

放置林等に係る取組の推進に当たっては、森林境界の明確化や林地台帳の整備等、まずは市町における取組が必要となることから、今後、県と市町の更なる連携強化が求められる。

については、市町における放置林対策等の一層の推進に向けて、平成31年度から導入される森林環境譲与税を有効に活用し、市町の取組のより一層の支援強化に努められたい。

併せて、現在、進行中の琵琶湖森林づくり基本計画の改定作業において、森林保全や林業振興、山村の活性化の一体的な推進、森林・林業に関わる人材の育成確保など、新たな課題への対応について、計画への位置付けも含めた検討を進められたい。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 |  |
|---------------------|--|

（琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課）

森林づくりに係る取組については、これまでから土砂災害の防止や水源の涵養といった多面的機能の維持、増進を図るため、国庫補助事業による治山・造林事業や、琵琶湖森林づくり県民税を活用して多様で健全な森林づくりに取り組んできた。

一方、顕在化する課題に対応するため森林境界の明確化や担い手の育成についても、市町や林業関係団体と連携して取組を進めてきたところであるが、森林経営管理法の制定や森林環境譲与税（仮称）の創設といった情勢の変化を契機に、より一層の取組の推進が求められている。

については、引き続き、森林の適切な保全を図ることで、山地災害の防止や多種多様な下層植生の回復を図る取組を進めるとともに、公共施設の整備における県産材の活用やCLT等の新たな製品の普及促進などにより林業の振興を図ることで、持続的な資源の利用と計画的な更新を促進し、森林の多面的機能の向上に努める。

また、関係部局で構成する「やまの健康」推進プロジェクトチームによる森林・林業・山村を一体的に捉えて農山村を振興する取組や、新たな研修機関の開設による人材の育成、市町による境界明確化の効率的な推進を図るための支援を琵琶湖森林づくり基本計画に位置付け、森林の適正な保全と活用、林業の振興を図ってきたい。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |  |
|-------|--|
| 監査の意見 |  |
|-------|--|

(6) 健康寿命推進のための取組について（健康医療福祉部健康寿命推進課）

国の発表によると、本県の平均寿命、健康寿命（客観的指標）は、男女ともに全国トップクラスであるが、健康寿命と平均寿命との差の縮小には至っていない。

こうした現状を踏まえ、県においては、県民の健康寿命延伸を目指し、健康づくり施策の更なる充実を図るため、平成30年3月に「健康いきいき21—健康しが推進プラン—（第2次）」を策定し、同プランに基づく取組を進めている。

健康寿命について、スポーツ実施率や1人当たり県民所得等、全国的に比較可能な定量的な指標により評価されているが、性格の明るさや朗らかさといった数値や数量では表せない定性的な要因についても影響を受ける可能性が否定できない。

については、健康しがの実現に向けて、人間を取り巻く様々な要因が、健康寿命にどのような影響を及ぼすのかなど、定性的な要因に係る本県独自の健康寿命の評価方法について検討されたい。

また、他府県および本県の一部自治体において、住民が楽しく健康づくりのための運動等に取り組むことができるよう、こうした取組に対して、ポイントを付与するなどのインセンティブ制度を設けられている。

こうした制度を活用して、若い頃から、健康づくりに取り組むことは、予防を重視した健康づくりにつながり、ひいては高齢者の健康づくりや医療費抑制による県財政の負担軽減にも資すると考えられる。

については、県のリーダーシップの下、県民の健康づくりのためのインセンティブ制度に係る仕組み作りについて、企業や地域団体等、関係団体との連携により、早急に検討を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（健康医療福祉部健康寿命推進課）

健康寿命の評価方法については、主観的指標による健康寿命が、客観的指標による健康寿命と比較し全国順位が下位にあることから、平成30年度は、滋賀医科大学に委託し「健康しが」県民意識調査を実施している。そこでは、生活スタイルや人間関係などと健康感との関連性を分析しており、その結果を今後の健康づくりに活用していく。

併せて、性格等の定性的な要因が寿命に与える影響に関する調査研究について、情報収集に努めていきたい。

県民の健康づくりのためのインセンティブ制度については、他府県や県内市町で実施されている制度の内容等の調査を実施した。

健康づくりに関する施策は、県、市町、関係団体等が一体として取り組む必要があるが、インセンティブ制度については、既に複数の県内市町において実施されており、まずは県内市町と今後必要な協議を行っていく。

監査結果報告年月日 平成30年11月30日

監 査 の 意 見

(7) 子ども家庭相談センターにおけるIT化の推進について（健康医療福祉部子ども・青少年局）

平成29年度の本県における児童虐待相談件数は、対前年度比で330件増の6,392件、同じく子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）への虐待通告件数も対前年度比で53件増の1,996件と共に増加しており、児童虐待事案に対して迅速かつ的確に対応するため、センターの更なる機能や体制強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、県は、平成30年度、センターの職員体制の充実を図るため、児童福祉司1名、判定員1名を増員した。

こうした状況下、県は、市町とセンターが的確な役割分担の下、児童虐待ケースに対応できるよう、平成29年度末に「児童等に対する在宅支援共通アセスメントシート・プランニングシート（以下「シート」という。）」を策定し、共通認識による活用を図ることとしている。

一方、現状において、センターにおけるIT化が進んでいないことによって、効率的に情報共有がなされていないため、児童福祉司をはじめ専門職員は、児童虐待に係る相談などの業務に加えて、面談記録の作成などの事務的作業にも相当な時間を費やしていると思われる。

については、シートの電子カルテ化や、将来的にはAI技術の活用も視野に入れたセンターのIT化の推進を図り、職員の負担軽減やリアルタイムに情報を共有・分析し、効果的に子供を守る体制の構築につなげられたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（健康医療福祉部子ども・青少年局）

平成24年4月から、各センターおよび子ども・青少年局に、相談業務を一括管理する子ども家庭相談システム（以下「システム」という。）を導入している。



具体的には、各児童福祉司等の端末(ノートパソコン等)を介して、個々の家族の基本情報や日々の援助記録を作成・共有しており、所内やセンター間の情報の共有化やペーパーレス化、統計・分析業務への活用等を行っている。

センター職員にとっては、児童や家族への直接対応だけでなく、対応後のケース記録の作成が大きな業務負担となっているが、この業務は、相手方の主訴や背景にある課題を的確に捉え、取り組んだ対応等を端的に記録にとどめていく極めて専門性の高い業務であり、面談や会議等の単純な逐語録や会議録の文字起こし等ではないため、現在のIT技術による業務省力化には限度がある。

ついでには、AI知能により家族関係の図案化や課題の抽出記録などが可能になるなど、将来的な技術革新の動向を注視しながら体制整備を図っていきたい。

また、現在活用しているシステムの端末を、サーバーとの暗号通信機能を備えたモバイル端末にリニューアルすることにより、例えば、出張先でケース記録を参照したり、子どもが受けた虐待の状況を動画や写真により子ども家庭相談センターの医師や保健師にリアルタイムで確認を求めたり、助言を受けることが可能になるなど、迅速な子どもの安全確保という面で有効と考えている。

今後、システムの更新時期等に併せて、こうした機能拡大等について検討していきたい。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |
|-------|
| 監査の意見 |
|-------|

(8) ココクルの推進について(商工観光労働部商工政策課)

滋賀らしい魅力を持つ商品やサービスの販路開拓を促進するとともに、滋賀のブランド価値の向上を図るため、県は、「ココクルマザーレイク・セレクション」の選定と広報に取り組んでいる。

県においては、平成30年度、「ココクルホームページのページビュー件数」と「メディアでの報道件数」を目標値に掲げ、取組を進めているが、一方で「商品やサービスの販路開拓の促進」という目標を達成するには、いかにして商品売り込んでいくのかといった、販路開拓による売上向上に向けた取組も必要と考えられる。

ついでには、ホームページ等によるPRの取組に加えて、インターネットや百貨店等における販売体制の確立など、イベント時だけでなく、常時、商品を購入できる仕組みづくりや、商品の販売額を目標値に定め、結果を分析することによって、更なる販路開拓や売上向上につながる取組などについて検討されたい。

また、滋賀県の魅力を発信するツールとして、ココクルは本県の観光振興に資するものと考えられることから、観光振興の視点も取り入れた施策の展開についても検討されたい。

|                     |
|---------------------|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 |
|---------------------|

(商工観光労働部商工政策課)

商品やサービスの販売計画等については、それぞれの事業者が定めるものであるが、更なる販路拡大や売上向上に向けて、平成30年6月に、ホテルピアザびわ湖において「ココクルショップ」開設を支援したところであり、来年度には、「ここ滋賀」のネットショッピングサイト等への連携なども予定している。

また、ココクルに選定された施設やお店への誘導も必要であるとともに、ココクルを通じて滋賀の魅力を伝えていくため、観光の視点にも立って、県内を周遊するプロモーション動画を制作して、「ここ滋賀」をはじめ、ネット上などで広く発信しているところであり、来年度も引き続き、推進していく。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|       |
|-------|
| 監査の意見 |
|-------|

(9) オーガニック農業の推進について(農政水産部食のブランド推進課、農業経営課)

県においては、より安全で安心な農作物の供給や琵琶湖をはじめとする周辺環境の保全に資するため、環境こだわり農業に取り組んでいるが、平成29年度には、環境こだわり農業の更なる深化に向けて、農業・化学肥料を使用しないオーガニック農業(有機農業)の可能性について検討を行い、琵琶湖を抱える本県ならではの象徴的な取組として、オーガニック農業を推進する方向性を整理した。

オーガニック米をはじめ、オーガニック農産物は、栽培に手間がかかり、コスト面でも割高であるが、食品の安全性が求められる中、今後、ますます需要は高まると考えられる。

また、ヨーロッパではオーガニック食品のみを取り扱うスーパーマーケットが存在し、日本においても、大手スーパーマーケットが、販売拡大を目標とするなど、今後、更なる流通拡大が見込まれる。

ついでには、栽培技術の向上や普及など、生産拡大のための取組を推進するとともに、ヨーロッパ等先進地

の取組事例について調査・研究を行い、更なる販路拡大やブランド化に資する取組について検討されたい。

**当該監査の意見に基づき講じた措置の内容**

(農政水産部食のブランド推進課、農業経営課)

オーガニック農業については、安定生産技術が確立しつつある水稻と茶において推進することとし、琵琶湖を抱える滋賀ならではの象徴的な取組として位置づけ、本県の環境こだわり農産物全体のブランド力の向上につなげていくこととしている。

生産の拡大に向けては、今後見込まれる大口の流通も視野に入れ、オーガニック農業を大規模経営の一部門として取り入れていただくことを基本に、現地実証ほの設置や栽培の手引きの作成、研修会による技術の普及を行ってきた。

流通対策については、国内外の先進的な取組についての情報収集、ならびに販路開拓を進めるため、関係団体と連携して国際オーガニック E X P O 等の商談会に出展するなどの取組を進め、大手量販店をはじめ幅広い事業者より本県の取組に関心を示していただいた。また、茶については、アメリカミシガン州等で商談を進めるなど、海外も含めた販路開拓に取り組んできた。

今後、有機栽培に必要な乗用型水田除草機等の導入や有機 J A S 認証取得の支援を行うとともに、首都圏での販路開拓や、これまでの個別の取引に加え新たに県単位で集約して大口で流通させるためのオーガニック専用の米袋の作成を進めるなど、県や関係団体が一丸となって生産・流通の課題を克服し、オーガニック農業の生産拡大・販路開拓を進めていく。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|           |  |
|-----------|--|
| 監 査 の 意 見 |  |
|-----------|--|

(10) 湖魚の消費拡大・ブランド化の推進について (農政水産部水産課)

県においては、ピワマスをはじめ、琵琶湖を特徴的に表す特産の魚介類である「琵琶湖八珍」をより多くの方々に知っていただき、消費拡大につなげるため、特設サイトによる情報提供や、県内公立小学校等における湖魚給食の実施、県内ホテルや飲食店等における食材提供など、湖魚の消費拡大・ブランド化の推進に取り組んでいる。

こうした取組によって、湖魚を食材として取り扱う登録店舗や、学校給食を通して、県内児童等が湖魚を食べる機会が増加するなど、「琵琶湖八珍」をはじめとする湖魚の知名度は高まりつつあるが、未だに琵琶湖産魚介類の認知度が低い現状を踏まえて、更なる消費拡大・ブランド化に向けた取組が必要と考えられる。

については、学校のみならず、病院等、更なる施設との連携による給食提供や観光客を対象とした情報提供、ここ滋賀における P R など、湖魚の消費拡大・ブランド化に係る取組をより一層推進されたい。

**当該監査の意見に基づき講じた措置の内容**

(農政水産部水産課)

平成30年度は、ここ滋賀での「びわ湖のめぐみ“湖魚魅力体感フェア”」や、平成31年1月から2月にかけての「びわ湖のめぐみ おもてなし食堂」の開催等により、びわ湖のめぐみについて P R するとともに、消費者が湖魚に触れる機会の増大に取り組んだ。

また、湖魚食文化の継承を目的として、県内における学校給食での湖魚食材の活用に取り組んでいるが、平成30年度については、さらに関西広域連合の関係機関に対し、湖魚食材供給に関する情報提供を行った。

今後、更なる消費拡大、ブランド化に向けた取組として、湖魚を取り扱う店舗の情報収集と商工会議所等との地域ネットワークを構築するとともに、WEBサイトを充実することにより、湖魚を食べたい時にどこで食べられるかといった情報を持続的に発信し、県内消費者だけでなく、旅行者等県外消費者を含め、認知度を上げ消費拡大を図っていく。

また、引き続き、学校給食や体験学習会を通じて、滋賀で育つ子どもたちが「湖魚を食べてみる」ことで、湖魚への関心を深めるとともに、病院等の施設で更なる活用が進むよう、健康長寿の食を担ってきた湖魚の多くは魚体が小さく丸ごと食べる「一物全体食」であり、健康食として優れた食材であることを P R していく。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成30年11月30日 |
|-----------|-------------|

|           |  |
|-----------|--|
| 監 査 の 意 見 |  |
|-----------|--|

(11) 地域における交通対策について (土木交通部交通戦略課)

県においては、地域における生活交通を維持・確保するため、長年にわたりバス路線やコミュニティバス等、公共交通の運行に対して補助を行ってきたが、人口減少の進行により、今後、利用者の減少が見込まれ

ることから、今後の地域における交通対策について、事業の存続も含めた検討が求められている。

しかし、人口減少社会において、地域の暮らしを守り、持続可能な社会を構築するためには、地域住民の移動手段としての公共交通は必要不可欠な存在であることから、今後、バス路線等の存続のため、利用者拡大に係る取組が必要と考えられる。

一方、他府県および本県の一部自治体においては、住民の健康づくりのための運動や健康診断の受診など、健康づくりの活動に対して、ポイントが付与する健康ポイント制度に取り組んでいる。

本県においても、当該制度の導入促進が望まれるが、公共交通機関の利用に際し、ポイントが地域通貨として活用できる仕組みなど、健康増進の視点を取り入れた今後の公共交通のあり方に関する議論が必要と考えられる。

また、この取組によって、公共交通の利用拡大のみならず、医療費抑制や高齢ドライバーの運転免許返納後の移動手段の確保等、多面における効果が期待されることから、関係部局が一丸となって、制度設計に向けた検討を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部交通戦略課)

県民の生活を支え、持続可能な社会を構築するためには、移動手段としての公共交通は必要不可欠であり、維持存続と利用促進の両面において取り組んでいく必要があると考えている。

今後、地域の公共交通を維持存続していくために、平成31年度より社会インフラとしての地域公共交通の役割を県民・行政・交通事業者が共有し、これからのあり方を議論していく取組を進めていく。

また、バスや鉄道など公共交通の利用促進に係る取組については、小学校に出向きバスの乗り方や交通マナーについて、実際にバスを使用して授業の中で学習してもらう取組や企業へのエコ通勤優良事業所の認証取得の奨励等を実施し、マイカーから公共交通への利用転換を促す活動を実施してきたところである。

さらに、平成31年度から、新たに健康を切り口とした自転車の利活用の推進事業を実施することとしている。ポイント制度等については、健康医療福祉部等と連携しながら、その活用可能性について研究していきたい。

監査結果報告年月日 平成30年11月30日

監 査 の 意 見

(12) 適正な会計事務処理の徹底について (会計管理局)

県では、会計事務の一層の適正化を推進するため、日常業務を通じた職員の事務処理能力の向上や、財務会計担当職員を対象とした研修内容の充実、強化などに取り組んでいる。

こうした中、本年9月に、県の一部所属における源泉所得税の徴収漏れ事案が発表された。

当該事案の発生要因については、担当者が個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要がない法人と認識したことや、予算科目が委託料等のため源泉徴収の必要がないと認識したことなどであり、基本的な確認を適切に行っていれば、事案の発生は防げたものと考えられる。

については、今後、会計事務の一層の適正化を図るため、日常業務や各種研修を通じて、不適正事案の発生状況等を踏まえた再発防止の取組を徹底するとともに、職員の資質向上に努められたい。

併せて、こうした不適正事案の発生を未然に防ぐため、会計管理局における審査・指導を徹底されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(会計管理局)

源泉所得税徴収漏れ事案について、二度と同じ誤りを起こさないよう、まず10月から11月にかけて全所属を対象とした源泉徴収漏れ対策の研修を全庁および地方機関において実施し、その後も、執行機関の会計事務水準の向上のため、実務レベルに応じた研修会や、テーマを絞った個別研修会を開催するとともに、審査・指導を行う会計管理局職員を対象とした研修を行うなど、職員の資質向上に努めている。

また、財務会計システムの改修を行い、源泉所得税徴収の対象となる可能性がある経費の支出命令を行う際に再確認を促すメッセージを表示する機能を追加した。

会計管理局における審査・指導に当たっては、源泉徴収の要否等を支出帳票に朱書き記載することの徹底や、支出データによる事後チェックを毎月行うことなどにより、その徹底に取り組んでいる。

監査結果報告年月日 平成30年11月30日

監 査 の 意 見

(13) 県立病院における I T 投資について (病院事業庁経営管理課)

県立病院では、事務作業の効率化や省力化等を図るため、電子カルテシステムをはじめ、様々な I T が導入されているが、システム更新に多大な経費を要することから、経費削減のための、更なる取組が必要と考えられる。

総合病院では、平成29年度に、7年ぶりに電子カルテシステムを総額約12億円かけて更新したが、これ以外にも、数多くの I T システムを保有していることから、I T 投資全般に係る経費試算を行うなど、中長期的な視点に立った、計画的なシステム更新が必要と考えられる。

については、県立病院における I T 投資について、中長期的な視点に立ったロードマップを策定し、I T 費用の平準化や投資額の抑制に努められたい。

併せて、I T 投資に係る外部研修への参加や、民間病院との人事交流等、県立病院における I T 人材の育成に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(病院事業庁経営管理課)

I T システムは、投資にかかる経費が高額となる一方で、病院運営に不可欠であることから、病院全体のシステムのより効率的な運用方法を考える中で、システムの更新時期の検討等をするためのロードマップを策定し、費用の平準化、抑制に計画的に取り組んでいく。

人材育成については、医療情報システムを専門とする職員を病院事業庁において採用し、総合病院事務局医療情報室に配置しているところである。

こういった職員を外部研修に参加させるなど、引き続き I T 人材の育成に努めていく。